

訪問看護利用料金表（介護保険）

独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院附属訪問看護ステーション

介護保険自己負担割合に応じて、基本料金の 1 割～3 割となります。
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（１）基本利用料 自己負担 1 割の場合

訪問看護費	
※20 分未満	要支援者 303 円 要介護者 314 円
30 分未満	要支援者 451 円 要介護者 471 円
30 分以上 1 時間未満	要支援者 794 円 要介護者 823 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	要支援者 1,090 円 要介護者 1,128 円
理学療法士 または作業療法士の場合 1 回 20 分以上 (6 回／週まで)	要支援者 284 円 1 日に連続して 2 回を超えた場合は、50／100 相当額 *利用開始日の属する月から 12 月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行なった場合は、 1 回につき 5 円減算 要介護者 294 円 1 日に連続して 2 回を超えた場合は、90／100 相当額

※は、週 1 回以上 20 分以上の訪問看護を実施、頻回な医療処置が必要な場合
夜間・早朝の訪問看護は、125／100 相当額 深夜の訪問看護は、150／100 相当額

（２）加算料金 自己負担 1 割の場合

訪問看護費の加算	
※サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 円 1 回につき 事業所が医療体制、人材等の要件を満たしている
看護体制強化加算Ⅰ	550 円 月 1 回 事業所が医療実績の要件を満たしている
※緊急時訪問看護加算Ⅰ	600 円 月 1 回 24 時間対応体制
※特別管理加算Ⅰ	500 円 月 1 回 カテーテル等の管理
※特別管理加算Ⅱ	250 円 月 1 回 在宅酸素や褥創等の管理
専門管理加算	250 円 月 1 回 専門性の高い看護師による管理
口腔連携強化加算	50 円 月 1 回 歯科医療機関等との連携
初回加算Ⅰ	350 円 退院日または退所時に初回訪問を行った場合は初回加算Ⅰ、それ以外は初回加算Ⅱ
初回加算Ⅱ	300 円 退院または退所時に共同指導を実施した場合は退院時共同指導加算を算定
退院時共同指導加算	600 円
長時間訪問看護加算	300 円 特別管理加算対象者へ 1 時間 30 分以上の看護
複数名訪問看護加算Ⅰ	30 分未満 254 円 、30 分以上 402 円 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行なう場合
複数名訪問看護加算Ⅱ	30 分未満 201 円 、30 分以上 317 円 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行なう場合
看護・介護職員連携強化加算	250 円 痰吸引などで介護職員と連携した場合
※ターミナルケア加算	2,500 円 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合

※は、介護保険支給限度基準額対象外

（３）その他の料金

①交通費

通常の実施地域（二本松市 本宮市 大玉村 福島市松川町）は不要とし、その他の地域は、

通常の訪問看護の実施地域の境界から起算して1Kmあたり53円を負担していただきます。

②死後の処置

死後の処置を行った場合は、10,000円を負担していただきます。